

令和4年度第2回神奈川県児童福祉審議会総会 主な意見・質問 (令和5年3月 書面開催)

議題	該当ページ	意見・質問	回答
(1) 令和4年度各部会の活動状況について	資料1 p3	全国ひとり親世帯等調査結果が気になる。特に障がい児世帯は離婚によるひとり親世帯が多いと感じるし、母親が何らかの病気にかかるケースも多いと感じる。神奈川県独自にいろんな角度からの検証をして、様々な支援をスピーディーに結び付けてほしいと感じるが、母子福祉部会の開催が年1回で充分かどうか疑問。	母子福祉部会では、近年、主に『かながわ子どもみらいプラン』（ひとり親家庭等自立促進計画）の進捗状況等について事務局が報告し、各委員の様々な専門的観点からの御意見や御助言をいただいています。 これらの御意見や御助言は、本県のひとり親家庭の福祉対策や上記プランに位置づけられた各事業を実施するうえでの参考とさせていただきます。現状では年1回の部会の開催で問題はないと考えています。 【子ども家庭課】
	資料1 p4	社会環境部会の第1回の主な意見の欄に「具体的なことは、県で情報収集し、委員への情報提供を期待する。」とあるが、 ① 県で情報収集をし、委員へ情報提供するのか、 ② 委員からの情報提供を期待するのか、 意味が分かりにくい。	「主な意見」とは、部会委員からいただいた発言を掲載しており、①をすることを委員の立場として期待する旨の御意見をいただいています。 【青少年課】
		推薦優良図書や有害興行に指定した映画などについて、広報はどのようにしているのか。	推薦優良図書の一覧は県ホームページに掲載するほか、県内の学校、図書館や書店等、約3000か所にポスターを配布しています。 また、有害興行として指定された作品については興行者に通知するほか、県広報に掲載する方法により公表しています。 【青少年課】
	資料1 p5～8	権利擁護部会における各児童相談所からの審議事例と報告事例はどのように異なるのか。	審議事例は主に、子ども若しくはその保護者の意向が、児童相談所の援助方針と一致しない若しくは、確認できない事例への意見具申及び、事例への助言を求めるものを指します。 報告事例は主に、児童虐待の防止等に関する法律に定められた調査等を実施した場合や、児童福祉法第33条第5項に基づく家庭裁判所への申立てを行った事例等を指します。 【子ども家庭課】
		審議事例のほとんどが「児童相談所の援助方針は適切」となっているが、「主な意見」に載っているのは報告事例への意見か。	審議事例における審議の過程で出された意見及び、報告事例への主な意見になります。 【子ども家庭課】
(2) 令和5年度当初予算の概要について	資料2 p9	ケアリーパー支援事業費が新設されたことは評価に値するが、予算額は少ない。これから増額されることを期待するとともに、広報をしっかり行い、情報が届くようにしてほしい。	いただいた御意見につきましては課内で共有し、御意見のとおり広報にも力を注いでいくように努力いたします。 【子ども家庭課】
	資料2 P11, 23	「障害があるかもしれない」子どもへの支援について、p11の「支援を必要とする子ども・家庭への取組」の項目にはなく、P23に「障害児通所給付費負担金」があって、予算の出所が異なることが分かった。 障害認定までは至らないが、配慮や個別支援が必要な子どもは多いと思うが、教育と子ども家庭福祉等の連携の中で、そのあたりの予算がバランス良く活かされて使われているのか、県民にとって分かりやすく援助が受けやすいのか、疑問を感じる。	「支援を必要とする子ども・家庭への取組」については、主に、ひとり親家庭の子ども等への支援に関する予算になります。 いただいた御意見を関係部署にも伝え、県民にとってわかりやすい仕組みとなるよう、検討してまいります。 【子ども家庭課】
	資料2 p22	保育現場や就学指導の場面で、医療的ケア児への対応について聞く機会が増えている。県としてケアの体制づくりが進んでいて頼もしく思う反面、まだ「相談場所」の設置であって、具体性が乏しい（保育場面が想像しにくい）という気がする。	御意見にもありましたとおり、県は医療的ケア児やその家族等からの相談場所として、「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」を設置したところですが、センターの相談員が保育所を訪問して、医療的ケア児の受入に向けた職員研修なども実施しており、こうした相談以外の支援についても、今後充実を図ってまいります。 【障害福祉課】

	資料2	当事者目線の障害福祉推進条例には口腔ケアもあったと記憶しているが、事業のどこかに含まれているか。	当事者目線の障害福祉推進条例の本文には口腔ケアについて直接の記載はありませんが、障害福祉課において、障害者歯科診療体制を推進する事業を実施しています。 資料2のうち、「障がい・高齢福祉施策の推進」の3-(3)-ウ(※p24)と、3-(3)-エ(※p25)に含まれています。 【障害福祉課】
(3) 「かながわ子ども・若者支援指針」改定について	資料3 別紙 p13, 19, 21, 29	県内の小中高等学校におけるいじめ、暴力行為、不登校の増加が懸念される。未然防止や早期発見など支援体制の構築、また多様化する世の中で人間性を学び育むことができる環境づくりなどを含め、共に生きる社会づくりを目指してひとつひとつの課題を整理していくことがこれからも課題であると思う。	御意見の趣旨に関しては、学校教育等に関する所管課とも共有して、引き続き課題を整理し、共に生きる社会づくりを目指して取り組んでまいります。 【青少年課】
	資料3 別紙 p27	(1) 障がい等のある子ども・若者とその家族等への支援について インクルーシブ教育より前の段階での共に育つ環境づくりを行う必要がある。生まれた時からインクルーシブな社会を実現していくためには、インクルーシブ公園やバリアフリーでは足りない。ユニバーサルデザインの施設整備の推進などに早期に取り組む施策が必要。	共に育つ環境づくりの必要性について、指針本文中p27(1)に「障がい等の程度や特性に応じた適切な支援を受けつつ地域で育つことができるよう、自立と社会参加に向けた支援の充実を図る。」の記載の中に含まれております。いただいた御意見は、障がい福祉関係所管課とも共有して、今後の取組の参考とさせていただきます。 【青少年課】